

大崎上島町定住促進用住宅設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大崎上島町における定住促進事業の推進のため、日常生活を営むための家具、電化製品等を備えた定住促進用住宅（以下「住宅」という。）を設置し、町の定住・移住人口の増加を図ることを目的とする。

(名称及び位置等)

第2条 住宅の名称、所在地及び構造等は、次のとおりとする。

名称	所在地	構造（間取り）	住宅面積 （敷地面積）
トライアルハウス 大串 1号棟	大崎上島町大串 3080-5	木造平屋 （ロフト付き）	66.248㎡ （326.99㎡）
トライアルハウス 大串 2号棟	大崎上島町大串 3080-6	木造平屋 （ロフト付き）	66.248㎡ （320.63㎡）

(利用者の条件)

第3条 住宅を利用することができる者は、大崎上島町への移住を希望又は検討する者のうち、町の移住相談窓口を通じて移住しようとする者とする。ただし、転勤又は婚姻による転入者は除く。

(借用申請)

第4条 住宅の利用を希望する者は、「大崎上島町定住促進用住宅借用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 同一の者に対する住宅の利用回数に制限は設けないが、新規利用希望者を優先するものとする。

(貸付許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「大崎上島町定住促進用住宅貸付決定通知書」（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を交付するものとする。

2 町長は、申請者及び同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である場合は、当該申請者に対する住宅の貸付は認めないものとする。

(契約)

第6条 決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、大崎上島町

定住促進用住宅定期賃貸借契約書（様式第3号。以下「契約書」という。）により、町長と締結しなければならない。

2 町長は前項の規定により契約を締結する場合、法第38条第2項の規定により、次に掲げる事項を説明するとともに定期建物賃貸借契約について定住促進用住宅賃貸借契約の説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）を2部交付するものとする。

- (1) 契約の更新がないこと。
- (2) 貸付期間の満了により契約は終了すること。
- (3) その他必要な事項

3 前項の説明書の交付を受けた利用者は、当該説明書に説明を受けた旨を確認するため記名押印の上、その一部を町長に提出しなければならない。

（貸付期間）

第7条 住宅の貸付期間は最大3ヵ月を上限とし、1週間及び1ヵ月単位とする。

（貸付料）

第8条 貸付料は、別表に定めるとおりとする。

（貸付料の納付書）

第9条 利用者は、別表に定める貸付料を貸付期間の初日の前日までに納付しなければならない。ただし、貸付期間が、複数の会計年度に及ぶ場合については、この限りでない。

2 前項により納めた貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

3 前項の規定により貸付料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災事変、利用者又は親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合は、日割り計算により、既に納付した貸付料から貸付済期間分の貸付料を差し引いた差額の100分の100
- (2) 町長が特に必要と認め、貸付期間を短縮した場合は、日割り計算により、既に納付した貸付料から貸付済期間分の料金を差し引いた差額の100分の50
- (3) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

4 前条の貸付料は、電気料及び上下水道料を含めた額とする。ただし、飲食費、燃料代、通信費、寝具レンタル料、衛生用品等の日常生活にかかる消耗品及びその他の経費は、利用者の負担とする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠をする等住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取り扱いに注意するとともに備え付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 住宅周りの除草を適宜行い、住宅を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、住宅の借用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第11条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (8) 住宅内で鳥獣類の飼育を行うこと。
- (9) 住宅内で喫煙をすること。
- (10) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消等)

第12条 町長は、利用者に第4条に基づく申請内容に偽りがあったとき及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による貸付許可を取り消し、第6条の規定による契約を解除することができる。

(明渡し)

第13条 利用者は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定に基づき貸付許可が取消された場合は、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議するものとする。

(立入り)

第14条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により住宅若しくは設備又は備品等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長へ報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が認めた場合は、この限りではない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するため必要な借用申請の受付、契約の締結その他の準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

大崎上島町定住促進用住宅貸付料

貸付期間	貸付料
1週間	12,000円
2週間	18,000円
3週間	24,000円
1ヵ月（30日まで）	31,000円
1ヵ月＋1週間	39,000円
1ヵ月＋2週間	47,000円
1ヵ月＋3週間	55,000円
2ヵ月（60日まで）	62,000円
2ヵ月＋1週間	70,000円
2ヵ月＋2週間	78,000円
2ヵ月＋3週間	86,000円
3ヵ月（90日まで）	93,000円
特記事項	<p>電気代、上下水道代のみ貸付料に含む。</p> <p>その他の経費は、自己負担とする。</p> <p>貸借期間が1ヵ月に満たない期間の料金には消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を含むこととする。</p>